



《北京便り》 環境保護技術などに対して 優先審査制度スタート

北京市内を歩くと、至るところで写真(下)のようなポスターを目にします。これは、北京市が作成しているもので、2011年から「愛国、創新、包容、厚德」というスローガンを掲げています。愛国心の次に「創新(イノベーション)」を掲げているところ、市が一丸となって企業の技術革新をバックアップしようとする姿勢が見てとれると思います。

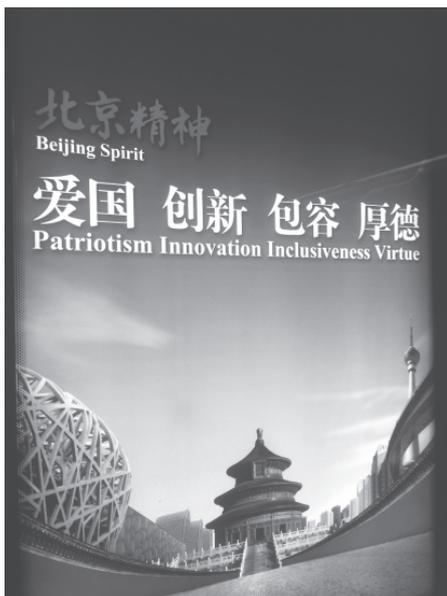
このようにスローガンを発表しているのは北京市だけではなく、中国各地でさまざまなスローガンが掲げられ、街のイメージアップを図っています。大変興味深いのは、各地のスローガンに掲げられている言葉で最も多かったのが「創新(イノベーション)」という言葉だったという点です。世界最多の特許出願件数を誇る中国は、地方レベルでイノベーションを促進しているのです。

さて、そんな中国。今後生み出される重要

な発明を早期に保護することを目的とした特許出願の優先審査に関する法律が2012年8月1日より施行されました(「発明特許出願優先審査管理弁法(第65号)」)。これまで、中国出願の権利化を早めるためには、特許法第34条に基づく早期公開を請求し、公開を早めることによって審査の待ち期間を短縮するという方法しかありませんでした。しかし、この度施行された法律により、よりスムーズに権利化への道を短縮することが可能になりました。では、ここで簡単にその制度をご紹介します。

この度導入された優先審査は、すべての技術分野が適用対象というわけではなく、特定の分野に限られています。同弁法は、第4条で適用対象を以下のように定めています。

1. 省エネ環境保護、次世代情報技術、バイオ、ハイエンド装置の製造、新エネルギー、新素材、新エネルギー自動車等の技術分野における重要な特許出願
2. 低炭素技術、資源節約等、環境に寄与する重要な特許出願
3. 同一テーマにおいて、最初に中国で出願された特許出願であり、かつ、他の国又は地域で出願された中国での出願
4. その他、国の利益又は公共の利益に対して、重大な意義が有って優先審査する必要のある特許出願



ご存知のとおり、中国は飛躍的な経済成長を遂げる一方で、環境汚染が深刻な問題となっています。一時は数メートル先すら見えなくなるような大気汚染、工業排水による水質汚染、内陸部の砂漠化、そしてそれによる黄砂など、問題山積です。中国政府による環境保護の取り組みは2000年代から始まっており、一定の効果をみせてはいるようですが、まだ不十分で、更なる強化が必要です。第12次5カ年計画でも「環境保全事業の科学的発展を推進し、資源節約型、親環境型社会の建設を加速させること」を掲げています。また、エネルギー消費についても、2011年に減少はしているものの、省エネや再生可能エネルギーの普及など急務となっています。

同弁法第4条で規定する適用対象は、こうした中国の現状を反映し、重要課題となっている分野を取り上げているのです。

優先審査を請求するには、以下の書類が必要となります。①地方の知財局で許可された「発明特許出願優先審査請求書」②一定条件を備えた調査機関による調査報告書（または他の国・地域の審査機関で発行された調査報告と審査結果）とその中国語翻訳文

日本には各地方に特許庁傘下の支局はありませんが、中国には地方の知財局というものが存在します。①の書類は、まず省、自治区、直轄市の知財局で、優先審査請求を認めてもらうことを意味しています。各地方が省エネや環境保護に貢献すれば、中央政府から称賛されることになるので、地方の知財局としても適用対象となる重要特許出願の優先審査は積極的に推奨することになるでしょう。



優先審査を請求したら、優先審査が認められた日から30営業日以内に第一回目の拒絶理由通知書が発行され、同1年以内に審査が完了されることとなります。現状では、平均1年半以上かかっているの、時間ははるかに短縮されることとなります。ただ、優先審査の場合、中間処理の応答期間が2ヵ月のみとなり、延長は認められないので、注意が必要です。

また、この優先審査とはまったく別の制度になりますが、2011年11月から世界に先駆けて試行されている日中特許審査ハイウェイ (PPH) も、審査期間を短縮するのに有効な方法の一つです。それぞれの知財戦略に合わせて、これら制度をご活用されるといいと思います。

筆者紹介

呉 京順 (Jingshun Wu)

中国専利代理人。GIP China Corporation 総経理。北京師範大学卒業。メーカー、中国専利代理事務所で業務経験を積み、2007年よりグローバル・アイビー東京特許業務法人にて研修。2009年GIPグループの北京オフィスとなるGIP China Corporationを創設。主に、日本・韓国企業の中国特許・商標出願、権利化業務を担当。中日韓の三ヶ国語が堪能。中日韓文化に興味を持つ。